

## 楽しく健康づくり 温泉プール利用料助成券の交付申請

岸本温泉ゆうあいパルは、入浴施設と運動用温泉プールを備えた健康増進施設です。伯耆町では、町民の自発的、積極的な健康づくりを支援するために、温泉プールの利用料助成券を交付します。

**対象者** 町民(医師による運動制限を受けていない人)

**助成枚数** 最大48回分 ※1人1か月に4回分。申請月から翌年3月までの月数分を限度に助成。

**申請窓口** 福祉課または分庁総合窓口課

**受付開始** 4月1日☎

**受取方法** 利用助成券の当日発行、郵送はしません。  
申請3日後以降(土日祝祭日を除く)に岸本温泉ゆうあいパルの受付でお受け取りください。

### 【注意事項】

- ・利用助成券は温泉プールでのみ利用できます。  
※温泉の利用には、別途入浴券が必要です。利用助成券で温泉を利用された場合、残りの利用助成券はご利用できません。
- ・本人以外は使用できません。
- ・ご利用に際しては、施設の窓口で本人確認をします。(運転免許証、保険証等の確認書類が必要です。)
- ・保健事業(プール教室等)は対象ではありません。
- ・町外へ転出された場合、利用助成券は町へ返却してください。
- ・**再発行はできません。**

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 ☎ 0859-68-5534



◀ 伯耆町  
ホームページ

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当などの手当額変更

児童扶養手当などの各種手当額が、令和8年4月から引き上げられます。

(1か月あたり)

手当内容			手当額	
			令和8年3月分まで	令和8年4月分から
児童扶養手当	全部支給	基本額	46,690円	48,050円
		第2子以降加算額	11,030円	11,350円
	一部支給	基本額	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円
		第2子以降加算額	11,020円～ 5,520円	11,340円～ 5,680円
特別児童扶養手当	1 級	56,800円	58,450円	
	2 級	37,830円	38,930円	
特別障害者手当			16,100円	16,560円
障害児福祉手当			29,590円	30,450円
経過的福祉手当			16,100円	16,560円

※令和7年平均の全国消費者物価指数が前年比プラスと公表されたことに伴う変更

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 ☎ 0859-68-5534